

## 令和4年度有害ごみ（電池類等）について(変更)

蛍光管・電池類を令和4年4月から自治会ごみ収集所で新しい区分「有害ごみ」の収集が始まりますが、新たに充電電池一体型製品も「有害ごみ」の区分に追加となります。

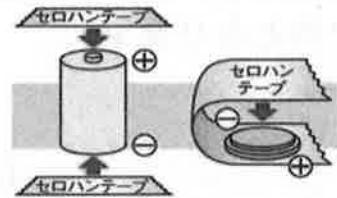
## スケジュール

- 現在 大栄庁舎・北条支所で専用ボックスによる回収を実施中  
 R3.11～ 自治会長会で周知、新役員へ引継ぎ  
 R4.1～ 自治会長会で新役員に決定事項を周知  
 R4.2～ 新しい「ごみの区分と出し方（冊子）」を全戸配布して周知  
 R4.4～ 全自治会で実施



## 対象のものは？（有害ごみとは）

- 蛍光管
    - ・直管型・環型・電球型
- ※箱や新聞紙等で包んで出す



- 電池類
    - ・乾電池・コイン電池・ピン形電池
- ※電極にセロテープ等を貼って絶縁して出す



## ● 充電電池一体型製品

- 追加
  - ・スマホ・携帯ゲーム機・電気シェーバー等  
（充電電池が取り外せない小型家電）



## なぜ出し方が変わるの？

水銀飛散による健康被害・環境汚染、収集・処理の際の火災発生を防ぐには他の不燃ごみと分けて回収する必要があるためです。

## 出し方

- 出し方
 

不燃ごみの日とは別日（調整中）に、有害ごみ（蛍光管・電池類・充電電池一体型製品）をコンテナで収集予定です。  
 ※有害ごみ用コンテナの配布はありません。すでにあるコンテナで対応予定です。

